

V-6 2003年9月20日 — 政府内官職及び職員労働組合を規整する1974年12月19日の 国法の施行のための1984年9月28日の勅令第19条第2項施行のための勅令

2003年9月29日公布

宣 告

改 正

2006年3月9日の勅令 — 2006年3月21日公布

非公式の調整

職員労働組合及び政府内職員を規整する1974年12月19日の国法、とりわけ1998年12月15日の国法で改正された第5条に基づく；

職員労働組合及び政府内職員を規整する1974年12月19日の国法施行のための1984年9月28日の勅令、とりわけ2001年5月8日の勅令で改正された第19条に基づく；

2003年4月7日に行われた会計検査官の勧告に基づく；

我が内閣総理大臣及び我が公務員問題大臣の推薦、及び国務院に参集する我が各大臣たちの助言によって；

第1条 連邦行政に属する各部門の委員会の議長職及び事故発生時の副議長職について以下のように規定：

部門Ⅰ — 一般行政

議 長：内閣総理大臣

副議長：以下に関して権限のある各大臣及び各副大臣：

1. 公務員問題
2. 予算
3. 連邦科学協会
4. 連邦文化協会
5. 建築規制
6. 科学政策
7. 国家情報

部門Ⅱ — 財 務

議 長：財務に権限のある大臣

副議長：以下に権限のある各大臣と各副大臣：

1. 政府企業
2. 政府参加企業
3. 公共部門の年金

部門Ⅲ — 司 法

議 長：司法に権限のある大臣

部門Ⅳ — 経済問題

議 長：経済に権限のある大臣

副議長：以下に権限のある各大臣及び各副大臣

1. 消費者問題
2. 電話通信
3. 持続的発展
4. 科学政策
5. エネルギー
6. 著作権

部門Ⅴ — 内政問題

議 長：内政問題に権限のある大臣

部門Ⅵ — 動員及び運輸

議 長：動員に権限のある大臣

副議長：以下に権限のある各大臣と各副大臣

1. 運輸

部門Ⅶ — 海外問題

議 長：海外問題に権限のある大臣

副議長：以下に権限のある各大臣及び各副大臣

1. 開発協力
2. 海外貿易及び国際貿易

部門Ⅷ — 郵政及び電信電話

議長：政府企業に権限のある大臣

副議長：以下に権限のある各大臣及び各副大臣

1. ベルギー郵政電信電話公社
2. 郵便公的オンブズマン
3. 電信電話オンブズマン

部門Ⅸ — 雇用及び労働

議長：雇用に権限のある大臣

副議長：以下に権限のある各大臣及び各副大臣

1. 男女平等政策

部門Ⅹ — 国民の健康

議長：国民の健康に権限のある大臣

副議長：以下に権限のある各大臣及び各副大臣

1. 社会問題
2. 持続的発展
3. 生活環境

部門Ⅺ — 社会安全保障

議長：社会問題に権限のある大臣

副議長：以下に権限のある各大臣及び各副大臣

1. 社会的統合
2. 難民救援
3. 社会経済

部門Ⅻ — 国防

議長：国防に権限のある大臣

副議長：以下に権限のある各大臣及び各副大臣

1. 戦争犠牲者

部門Ⅼ — 社会安全保障

議長：社会問題に権限のある大臣

副議長：以下に権限のある各大臣及び各副大臣

1. 雇用
2. 内政問題
3. 自営業者
4. 年金受給者

第2条 各副大臣は唯登録された議事日程に関する部門別委員会の副議長だけの権限を行使でき、そのために関係のある職員への権限を行使できる。

第3条 職員労働組合及び政府内職員を規整する1974年12月19日の法律施行のための1984年9月28日の勅令、とりわけ2002年1月18日の勅令で改正された第19条第2項実施のための2001年6月10日の勅令。

第4条 我が内閣総理大臣及び我が公務員問題大臣はおののに関係がある勅令の施行に責任を負う。